

| 年号 | ボランティアの動向 | 国の施策等 |
|--------------|---|---|
| 平成2(1990)年 | 世界ボランティア宣言 | (社会福祉関係八法改正) |
| 平成3(1991)年 | 「全国ボランティア活動推進委員会(42団体)」を発足 | |
| 平成4(1992)年 | 第1回全国ボランティアフェスティバルの開催 (毎年全国各地で開催) | 社会福祉事業法の一部改正 * 「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」の策定とともに、国及び地方公共団体がそのために必要な措置を講ずることを規定。 * 社会福祉協議会の事業に「社会福祉に関する活動への住民参加のための援助」を追加。 |
| 平成5(1993)年 | 全国社会福祉協議会が「ボランティア活動推進7ヵ年プラン構想について」策定(5月) | 「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」厚生省告示(4月) 「ボランティア活動の中長期的な振興方策について」(中央社会福祉審議会地域福祉専門分科会意見具申)(7月) |
| 平成6(1994)年 | 広がれボランティアの輪連絡会議設立 * 43のボランティア推進団体が加入(事務局:全国社会福祉協議会) * ボランティア体験月間(8月)を提唱。以後毎年実施。 | |
| 平成7(1995)年 | 阪神・淡路大震災(ボランティアの社会的認知が高まる) | |
| 平成10(1998)年 | | 特定非営利活動促進法(NPO法)成立 |
| 平成12(2000)年 | | 介護保険法施行 (NPO法人が事業者として参入) |
| 平成13(2001)年 | 国際ボランティア年 全国社会福祉協議会が「第2次ボランティア・市民活動推進5ヵ年プラン」及び「社協ボランティア・市民活動センター強化・発展の指針」策定 | |
| 平成19(2007)年～ | 団塊の世代の大量退職 | |

社会福祉法(昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号)―抜粋―

(基本指針)

第八十九条 厚生労働大臣は、社会福祉事業が適正に行われることを確保するため、社会福祉事業に従事する者(以下この章において「社会福祉事業従事者」という。)の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

二 社会福祉事業を経営する者が行う、社会福祉事業従事者に係る処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るものを除く。)及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業従事者の確保に資する措置の内容に関する事項

三 前号に規定する措置の内容に関して、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項

四 国民の社会福祉事業に対する理解を深め、国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置の内容に関する事項

3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するとともに、社会保障審議会及び都道府県の意見を聴かなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の五を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。